

受章・受賞

◆旭日小綬章

中本 富夫さん（日前）
（元周防大島町長）



地方公営企業法により公営企業管理者が任命されました
公営企業管理者

山口大学名誉教授

医学博士 石原 得博（小松）
（任期・平成21年6月1日）
平成25年5月31日）



◆海上保安協会表彰

波戸 博吉さん（日見）
小田 貞利さん（油宇）

公営企業局の異動

（平成21年6月1日付）
○やすらぎ苑
施設長 木戸 雄一

梅雨の前に地域の点検を

梅雨の時期が迫ってきました。

大雨による災害の発生も予想されます。

生活環境や生産環境を快適に維持するため、プラスチックや発泡スチロール、落ち葉や樹木の小枝、買い物袋や肥料袋が水路や側溝をふさいでいないか、水はけは大丈夫か、点検しましょう。

災害が起きると、結果的に自ら負担して復旧しなければならなくなることも考えられます。その前に

少しでも手を加えることで、災害を未然に防ぐことができます。今一度、家の周りや農地、港周辺を点検しましょう。



▲久賀上津原地区での河川清掃

◆問い合わせ

農林課 ☎0820（79）1002
水産課 ☎0820（79）1004
建設課 ☎0820（79）1005

福祉について

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

7月から県制度では医療費の一部負担金を医療機関の窓口で徴収することになりましたが、町でその一部負担金を肩代わりすることになりましたので、今までどおり医療費の保険適用分にかかる自己負担はありません。

■対象となる人

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④国民年金法施行令別表1程度の障害をお持ちの方

■有効期間

7月1日㈪～平成22年6月30日㈪まで

■助成の条件

障害要件の該当者で一定の所得基準を超えない方は、最寄りの総合支所か出張所で申請をしてください。（所得基準については福祉課にお問い合わせください。）

なお、すでに受給している方には、更新書類を送付していただきますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上で後期高齢者医療適用受給者証をお持ちの方については、更新手続きをする必要はありません。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件を証明できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

うかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限

6月30日㈪まで

■現況届に必要なもの

健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入者の場合）、所得証明（1月2日時点で周防大島町に住民登録していない場合）、印鑑、通帳等の振込先口座番号が分かる書類（ゆうちょ銀行は不可）

■受給資格

小学校第6学年修了前の児童を養育している人で、前年の所得が一定額未満の方に、児童手当が支給されます。

■児童手当の額

現に養育している児童で、1人目および2人目の児童は月額5千円（ただし、3歳未満の児童は一律月額1万円）、3人目以降の児童は月額1万円が支給されます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820（77）5505